平成２３年（フ）第５５７号
北九州市小倉南区葛原本町１丁目６番19号
債務者　白島　三郎
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第５７５号
北九州市小倉南区若園４丁目９番１―204号
債務者　松田　敏光
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１９号
青森県黒石市大字上十川字留岡二番５番地７
債務者　宇野　慎剛
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第１７０号
青森市南佃２丁目21番２号　県営住宅２―１－３
債務者　増井　国広
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
熊本市東野１丁目３番15号
債務者　有働　美穂
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３８号
栃木県大田原市小滝1441番地１
債務者　嘉久和直樹
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第３９号
栃木県大田原市小滝1441番地１
債務者　嘉久和百恵
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第１８５８号
横浜市泉区中田南４丁目49番11号　シマヤストアー内アパート２Ｆ
債務者　工藤　忠義
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６号
愛媛県西宇和郡伊方町三崎1911番地１―Ｂ棟202号室
債務者　宇都宮俊一
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第９８８７号
埼玉県三郷市早稲田２丁目４－１―202
債務者　黒田　正枝
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８９３号
東京都世田谷区砧８丁目９―11―301
債務者　梶山　洋子（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８９４号
東京都中央区新富１丁目13―24―302
債務者　足立　ゆり（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９４１号
東京都中野区東中野１丁目46―21―201
債務者　滝吉　博子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００１７号
東京都練馬区栄町39―20―202
債務者　木我　智子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００１９号
東京都杉並区高円寺南２丁目24―６―303
債務者　堀　　夢子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１００２２号
東京都目黒区八雲５丁目19―21―503
債務者　竹島久美子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部